

## 第 13 回沖縄平和賞授賞式等事業委託業務 企画提案募集要領

沖縄平和賞委員会事務局は、以下の業務について企画提案を募集します。  
応募する事業者は、本要領に従って企画提案書等の応募書類を提出してください。

### 1. 委託業務名

第 13 回沖縄平和賞授賞式等事業委託業務

### 2. 事業の趣旨・目的

沖縄県では、沖縄と地理的・歴史的に関わりの深いアジア太平洋地域の平和構築・維持に貢献した個人又は団体を顕彰するため、平成 13 年に「沖縄平和賞」を創設し、これまでに 12 回の沖縄平和賞の贈賞を行っている。

令和 8 年度は「第 13 回沖縄平和賞授賞式」等を開催し、受賞者への沖縄平和賞の贈賞を通して、沖縄の平和への思いを世界に発信し、アジア太平洋地域の平和交流拠点を目指す沖縄をアピールすることを目的として、標記事業の実施に係る委託業務について企画提案を公募する。

### 3. 委託料

提案は 21,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。

※ 当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

※ 積算にあたっては、別添の企画提案仕様書を確認すること。

### 4. その他企画提案の要件

企画提案仕様書のとおり

### 5. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる者で、知事が定める入札参加停止期間（その事実があった後 2 年間）を経過している者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 消費税及び地方消費税、沖縄県税を滞納していない者

- (5) 自己又は自社の役員等が、以下の要件のいずれにも該当しない者であること。
- ア. 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - イ. 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - ウ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
  - エ. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
  - オ. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 沖縄県内に本社を有する者(当該事業は県内で実施されることから、県その他関係者と常に連絡を取れる体制を確保するため)
- (7) 業務を実施するための、十分な人員体制を有する者
- (8) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する者
- (9) 公共機関が行った類似する企画立案事業をこれまでに実施した実績を有している者
- (10) 1事業者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、1つの業務に対する提案を複数件応募する者でないこと。
- (11) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ 共同企業体の全ての構成員は、応募資格(1)～(5)、(10)、(11)オの要件を満たす者であること。
    - ※ 共同企業体の構成員の事業所が沖縄県外に所在する場合、(3)の「沖縄県税」は「事業所が所在する都道府県税」に読み替えること。
  - ウ 共同企業体の構成員の代表者は、応募資格(6)、(11)カの要件を満たす者であること。
  - エ 共同企業体のいずれかの構成員が、応募資格(7)(8)(9)の要件を満たす者であること。
  - オ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で重複応募する者ではないこと。
  - カ 共同企業体の構成員の代表者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

## 6. 応募書類

- ・以下①～⑦に掲げる書類を作成し、正本1部、副本8部（⑥は正本のみ）を提出すること。
- ・書類の体裁は、原則A4版、片面印刷とし、提出にあたっては、インデックスで間仕切りを入れるほか、フラットファイル等に綴って提出すること（フラットファイルにはラベルは貼り付けない）。

①応募申請書【様式2-1】又は【様式2-2】

②企画提案書……企画提案書の内容については、別添企画提案仕様書を参照のこと。

③経費見積書……見積内容については、別添企画提案仕様書を参照のこと。

④会社概要【様式3】……共同企業体の場合は、構成員ごとに提出すること。

⑤事業実績【様式4】

⑥誓約書【様式5-1】又は【様式5-2】

⑦協定書（該当する場合）……協定書には目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の出資割合、取引金融機関、構成員の連帯責任、個別責任、瑕疵担保責任、協議事項等を記載すること。

⑧その他……公的機関発行書類は応募の日から3月以内に発行されたものとする。

ア 決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類（直近2事業年度）

イ 応募者の概要がわかるもの（会社概要パンフレット等）

ウ 消費税及び地方消費税、沖縄県税の滞納がないことを証明する書類（直近2年間）

## 7 応募書類に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間 公募掲載日から令和8年5月27日（水）17時まで

(2) 受付方法

質問は質問書【様式1】によることとし、担当者名・電話番号等忘れずに記載すること。

原則、平和・地域外交推進課メール ([aa071706@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa071706@pref.okinawa.lg.jp)) へ提出することとし、件名は「第13回沖縄平和賞企画提案公募に係る質問」とする。

なお、FAXにより提出した場合は、送信後に必ず担当者あて電話の上、受領確認すること。

(3) 質問に対する回答 最終回答は令和8年5月28日（木）を予定。

質問及び回答は沖縄県公式HP平和・地域外交推進課のサイトで公表するが、簡易な質問等については、電話等により回答することがある。

## 8 応募書類の提出

(1) 提出期限 令和8年6月4日（木）15時（期限厳守）

(2) 提出場所 沖縄平和賞委員会事務局（沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課内）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県本庁舎1階）

電話：098-894-2226 FAX：098-869-7018

(3) 提出方法 持参もしくは郵送（書留郵便、メ切期日必着）により提出すること。

## 9 委託候補事業者の選定（審査の実施）

### (1) 第一次審査（書類審査）

応募のあった者について、上記5に定める参加資格を満たす者であるか等書類審査を行う。

審査結果は、電話又は電子メール若しくは文書により、令和8年6月8日（月）までに通知する予定である。選定された者に対しては、第二次審査（プレゼンテーション）の場所及び時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション）

#### ア 一般事項

選定委員会開催：令和8年6月12日（金）午後予定

応募者は、自らの提出資料に基づき企画提案書の内容等について選定委員会に対しプレゼンテーションを行うものとする。審査会場への入場者は3名以内とする。

プレゼンテーション後、選定委員会で内容審査し、委託候補者の順位を決定する。

#### イ 評価基準

審査においては、以下の評価基準に基づいて総合的な評価を行う。

項目	基準
適合性	提案が事業趣旨・目的に沿った内容であり、企画提案のコンセプトが企画提案仕様書に合致しているか。
実効性 ・完遂性	事業を確実かつ円滑に実施・完了することができる体制（組織、担当者、資金力等）、本件委託業務と類似する内容・規模の実績を有しており、事業計画、スケジュールに無理はないか。
具体性	提案された内容は具体的・実現可能であり、効果的なものか。
妥当性	積算書の内容（予算の使途、金額等）は妥当なものか。

## 10 提出書類等の取扱

- (1) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。
- (3) 企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

## 11 企画提案に関するその他留意事項

- (1) 書類作成に当たり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とするものとし、外貨を日本円に換算する場合は、原則として、日本銀行の公表する報告省令レートをを用いるものとする。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、選定委員会に参加する経費等、企画提案に要する経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) プレゼンテーションは提出期限までに提出された書類により行うものとし、それ以外の機会に提出された書類等については審査対象外とする。
- (4) 原則として第一位入選者と委託契約するが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。
- (5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - a 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - b 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - c 本要領に違反すると認められる場合
  - d 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - e 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加する場合
  - f その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (6) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

## 12 その他

- (1) 契約締結に必要な費用は、受託者の負担とする。
- (2) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (3) 受託決定にあたっては、金額の調整を行うことがある。
- (4) 企画内容については、受託者を決定するためのものであり、そのとおりに実施するものではない。実施内容は、受託者の企画書等を基にして、実施段階において予算や諸事情を勘案し、沖縄平和賞委員会との協議により決定することになる。よって、企画提案された内容の全ての実施を保証するものではない。

## 13. 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県庁 1階

沖縄平和賞委員会事務局（沖縄県知事公室平和・地域外交推進課） 又吉

TEL : 098-894-2226 FAX : 098-869-7018

E-mail : [aaa071706@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aaa071706@pref.okinawa.lg.jp)